

〈入園申込書類チェックリスト〉

提出者名 _____

入園申込に必要な書類は、次の①～③です。(③は該当者のみ提出が必要です。)

書類が揃わない場合は受付できません。なお入園の選考は、締切日までにご提出いただいた書類で審査します。

申請時に**世帯全員の個人番号及び申請者の本人（代理人）確認書類**の提示が必要です。

☐ **個人番号確認書類** ※次のいずれかの書類（個人番号カード・通知カード・個人番号が記載の住民票の写し）

☐ **本人（代理人）確認書類** ※次のいずれかの書類（**1点で確認できるもの**：個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カード等）、（**2点で確認できるもの**：健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書等）

①すべての方が必要な書類

☐ **教育・保育給付認定申請書兼保育所等入園申込書(児童台帳)**（1人につき1枚必要）

②父母及び同居（同一・隣接敷地内に居住を含む）の65歳未満の祖父母の**それぞれ**について必要な書類

☐ **保育の必要性を証明する書類** ※60歳～64歳の方は「保育できない申立書」で代用できます。

保 護 者 等 の 状 況	必 要 書 類
就労している方	「就労証明書」
自営業、農業、漁業、 家族従事者の方、内職	「就労証明書（申立書）」及び「確定申告書(第1表・第2表)の控えの写し」（事業開始後、税申告時期を迎えていない場合は「開業届の控えの写し」、内職の場合は「内職の斡旋者等及び内職の内容が分かる書類」に替えることができます。）
病気療養中の方	「医師の診断書、障害者手帳の写しなど疾病等の状態が分かるもの」
病気の親族を介護（看護）している方	「医師の診断書、障害者手帳の写し、介護保険証など疾病等の状態が分かるもの」及び「申立書」
妊娠中の方	「出生予定のお子様の母子健康手帳の写し」
学校・職業訓練校在校中の方	「在学証明書」及び「時間割等」
これから就労する方	「保育所・認定こども園等入所に関する誓約書」又は「就労証明書（就労予定にチェックがあるもの）」
育休中の方	「就労証明書」（育休期間を記載したもの）及び「母子健康手帳の写し」
災害復旧中の方	「り災証明書」
虐待・DVのおそれがある方	こども育成課にお問い合わせください。
別居中により配偶者の書類の提出が困難な方	家庭裁判所発行の「事件係属証明書又は呼出状等の写し」及び「介護（看護）等申立書」

③世帯の状況により必要となる書類

	該 当 項 目	必 要 書 類
☐	入所希望月が令和8年4月～8月の方で、 令和7年1月2日以降に笠岡市に転入された方	「令和7年度市町村民税課税証明書」
☐	入所希望月が令和8年9月～令和9年3月の方で、 令和8年1月2日以降に笠岡市に転入された方	「令和8年度市町村民税課税証明書」 ※令和8年6月以降に、令和8年1月1日時点で在住していた自治体で発行されます。
☐	在宅障害児(者)のいる世帯	「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの写し
☐	兄弟姉妹が市外の幼稚園・認定こども園に入園、 もしくは知的障害児通園施設等に通われている方	「在園証明書」・「在籍証明書」
☐	ひとり親世帯（未婚のひとり親を含む） 【新規入園の場合】	「申請者の戸籍全部事項証明書」 ※笠岡市で児童扶養手当を受給されている場合は、「児童扶養手当証書の写し」に替えることができます。
☐	祖父母と同居（隣接敷地含む）し、収入が10万円以上あるひとり親の方	給与明細等、直近の収入が分かるもの